

# 11月は『職業能力開発促進月間』です。

「日本再興戦略改訂2014」において、人材力の強化を柱に様々な職業能力開発施策が盛り込まれてるとともに新たに「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、各地域の人材育成ニーズに応じた職業能力開発施策の推進に対する国民の期待が高まっています。

厚生労働省は、11月を「職業能力開発促進月間」、同月10日を「技能の日」として、国及び都道府県において職業能力開発行政に係る諸行事を行い、職業能力の開発・向上の促進及び魅力ある技能社会の形成を目指します。

今年度も多くの職業能力開発関係者の協力を得て、11月を中心に「卓越した技能者(現代の名工)」の厚生労働大臣表彰等の各種行事を実施します。

## 【国などで実施する各種行事】

- ❖ 障害者職業能力開発促進月間(11月1日～10日)
- ❖ 卓越した技能者(現代の名工)の厚生労働大臣表彰式(11月10日)
- ❖ 平成26年度職業能力開発関係厚生労働大臣表彰及び職業能力開発論文コンクールの入賞者に対する表彰式(11月19日)
- ❖ キャリア支援企業表彰2014(11月26日)
- ❖ 第52回技能五輪全国大会(11月18日～12月1日)

## 求職者の皆様へ

新たなスキルを身に着け、正社員を目指す方などに対して、国の制度として「職業訓練」制度があります。

詳しくは宮城労働局ホームページの「職業訓練情報」や「求職者支援制度のご案内」をご覧ください。

## 事業主の皆様へ

現在雇用している非正規労働者などの能力開発を行う場合、各種助成金を活用することができます。

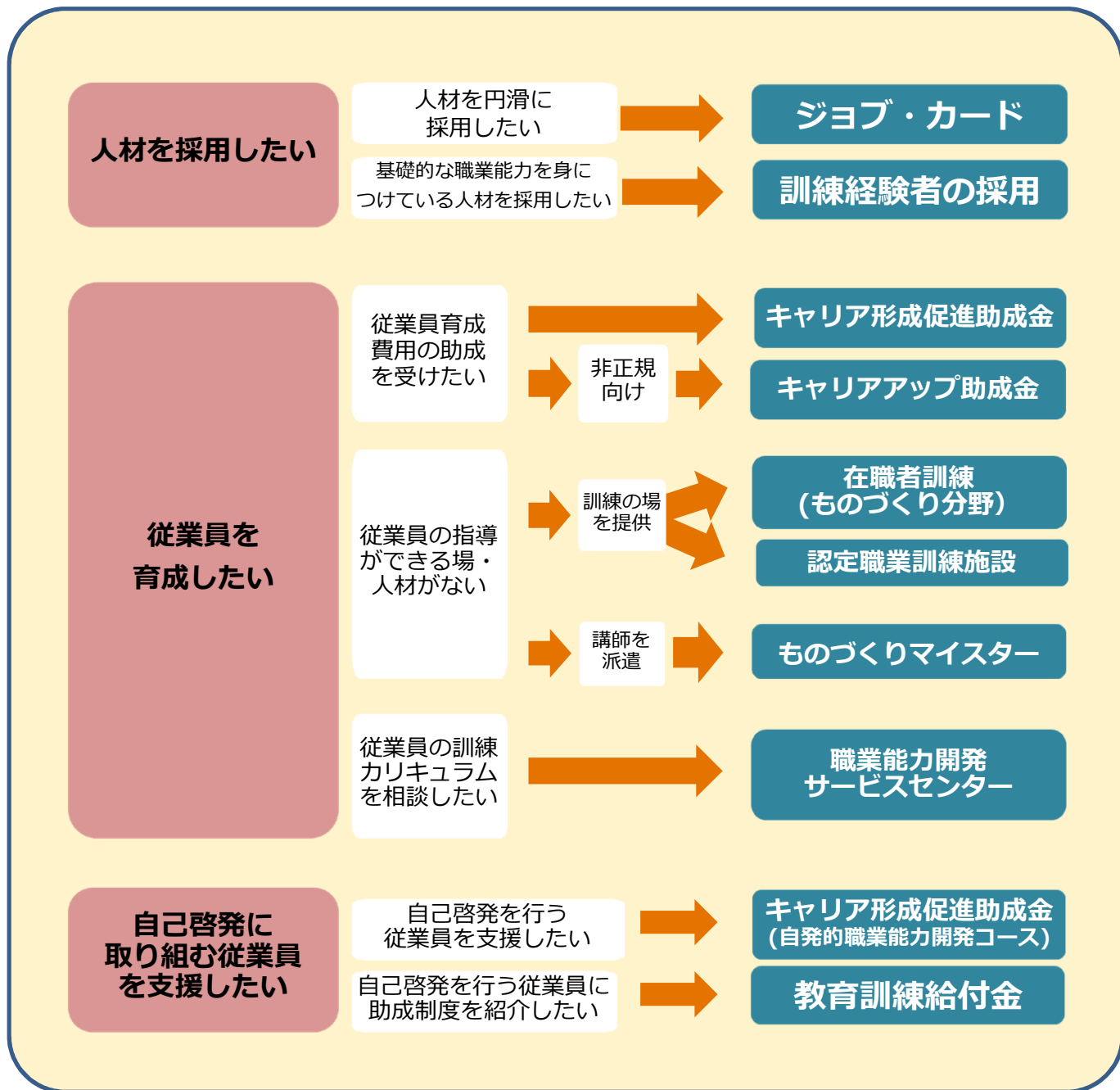
詳しくは、下記の「人材育成制度のご案内」をご覧ください。

「職業訓練」や「各種助成金制度」については、ハローワークでご案内しておりますので、お気軽にお問合せください。

# 人材育成に取り組む事業主を支援します！ 「人材育成支援策」のご案内

平成26年10月1日～

厚生労働省では、人材育成に取り組む事業主の皆さまを支援するために、さまざまな支援策を用意しています。従業員のキャリアアップを図る際には、ぜひご活用ください。



# 人材を採用したい

## ジョブ・カード

ジョブ・カードには、職務経歴や登録キャリア・コンサルタントによる相談結果や、受講した職業訓練の能力評価など、通常の履歴書よりも多くの情報が盛り込まれています。

ジョブ・カードを活用すると、次のようなメリットがあります。

- ①採用面接時に求職者の職業能力が把握できる
- ②ジョブ・カードの作成過程でキャリア・コンサルティングを受けることで、求職者自身の職業意識や就業意欲が高まり、採用後の定着につながる

ハローワークで求人申込みを行う際には、ぜひ、「応募書類等」の欄を「ジョブ・カードでの応募も可能」としてください。

### 【ジョブ・カードの様式】

①履歴シート-1

①履歴シート-2

②職務経歴シート

③キャリアシート

④評価シート

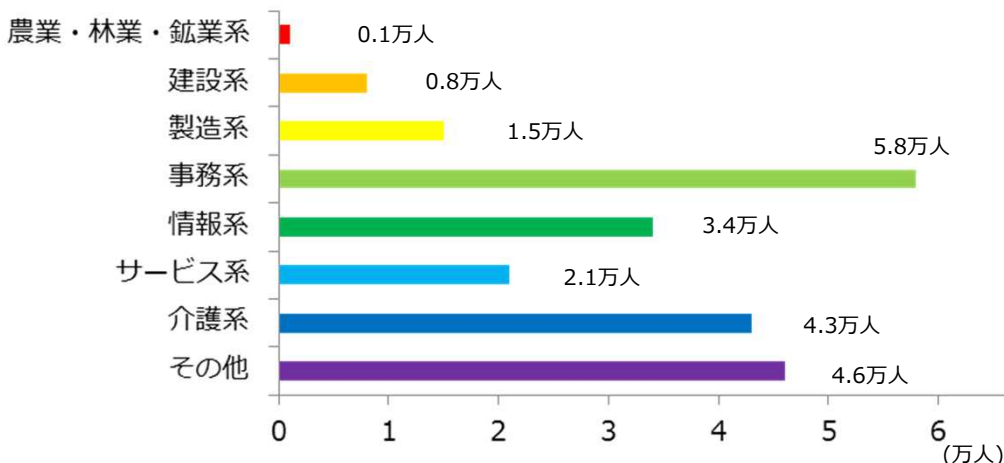
詳しくは、[ハローワーク](#)へ

## 訓練経験者の採用

国や都道府県では、離職者などが再就職に必要な知識や技能を習得するための職業訓練を行っています。平成25年度の訓練総受講者数は約23万人。訓練分野も多岐にわたります。

ハローワークで求人申込みを行う際には、**訓練経験者の採用**をご検討ください。

【分野別 離職者向け訓練受講者数（平成25年度）】



詳しくは、[ハローワーク](#)へ

# 従業員を育成したい

## キャリア形成促進助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成コース」を創設

職業訓練などを実施する事業主などに対して、訓練経費や訓練中の賃金を助成します。

助成内容			助成額	
① 政策課題対応型訓練	大企業・ 中小企業	①成長分野等人材育成コース	健康・環境等の成長分野等での人材育成のための訓練	賃金助成： 1h当たり800円 (400円) 経費助成：1/2 (1/3) ※( )額は大企業の額
		②グローバル人材育成コース	海外関連業務に従事する人材育成のための訓練(海外の大学院、大学、教育訓練施設等で実施する訓練も含む)	
		③育休中・復職後等能力アップコース	育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練	
		④中長期的キャリア形成コース	中長期的なキャリア形成に資する教育訓練として厚生労働大臣が指定する専門実践教育訓練	
	中小企業	⑤若年人材育成コース	採用後5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練	賃金助成： 1h当たり800円 経費助成：1/2 ※⑦については企業における実習の助成あり (1h当たり600円)
		⑥熟練技能育成・承継コース	熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練	
		⑦認定実習併用職業訓練コース	厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練	
		⑧自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	
② 一般型訓練	中小企業	政策課題対応型訓練以外の訓練	賃金助成： 1h当たり400円 経費助成：1/3	
③ 団体等実施型訓練	事業主 団体等	事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、若年労働者への訓練や熟練技能の育成・承継のための訓練	経費助成：1/2	

※ 経費助成の1人1コースの支給限度額は、①①～④は15万円～50万円（大企業は10万円～30万円）、①⑤～⑧及び②は7万円～20万円

※ 1事業主の年間の支給限度額は500万円（認定職業訓練又は①⑦の場合は1,000万円）、1事業主団体等の年間の支給限度額は500万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## キャリアアップ助成金

※ 平成26年10月1日から、「中長期的キャリア形成訓練」を創設

非正規雇用労働者の人材育成を実施した事業主に助成します。

助成内容		助成額 ※( )額は大企業の額		
人材育成 コース	有期契約労働者等に ◆一般職業訓練（教育訓練機関等における座学） ◆有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用した教育訓練機関等における座学と企業における実習を組み合わせた3～6カ月の職業訓練） ◆中長期的キャリア形成訓練（厚生労働大臣が専門的・実践的な教育訓練として指定した講座（教育訓練機関等における座学））を行った場合に助成	◆教育訓練機関等における座学《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：1人当たりの訓練時間数が		
		100h未満	10万円(7万円)	15万円(10万円)※
		100h以上200h未満	20万円(15万円)	30万円(20万円)※
	200h以上	30万円(20万円)	50万円(30万円)※	
		※中長期的キャリア形成訓練を受講する場合		
		◆企業における実習《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円（700円） ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円		

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## 在職者訓練(ものづくり分野等)

### ポリテクセンターなどでの在職者向け訓練

在職者を対象に、ものづくり分野について、2～5日間の集中的な訓練を実施。既定の訓練コースの他、オーダーメイド型の訓練も実施します。

詳しくは、[ポリテクセンター、ポリテクカレッジ、都道府県能力開発主管課](#)へ



### 認定職業訓練施設での在職者向け訓練

都道府県知事の認定を受けた職業訓練施設でも、在職者向けの訓練を実施しています。

【主な訓練科】 建築・土木関係 金属・機械加工関係 理美容関係 など

詳しくは、[都道府県能力開発主管課](#)へ

# 従業員を育成したい

## ものづくりマイスター

製造業・建設業の職種で優れた技能、経験を備えた「ものづくりマイスター」が実践的な実技指導を行い、若年技能者のスキルアップをお手伝いします。最適なものづくりマイスターを選定し、企業に派遣します。

### 【主なものづくりマイスター対象職種】

機械加工、建築大工、造園、和裁、塗装 など（全112職種）

### 【ものづくりマイスターの認定人数（平成25年度）】

（全国）3,116人



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（技能振興コーナー）](#)へ

## 職業能力開発サービスセンター

社会保険労務士や中小企業診断士など、人材育成コンサルタントを無料で派遣し、**企業のご希望に応じた人材育成計画などの策定についての助言**を行います。

- ・キャリア支援のための相談・助言（無料相談）
- ・専門スタッフ（アドバイザー・コンサルタント・サポーター）が対応  
助言指導・情報提供数の実績：約23万件（平成25年度）



詳しくは、[都道府県職業能力開発協会（職業能力開発サービスセンター）](#)へ

# 自己啓発に取り組む従業員を支援したい

## キャリア形成促進助成金(自発的職業能力開発コース)

従業員の自発的な能力開発にかかる経費や、訓練中の賃金を支払う中小企業の事業主を助成します。

助成内容			助成額
政策課題対応型訓練	自発的職業能力開発コース	労働者の自発的な能力開発に対する支援	賃金助成：1h当たり800円 経費助成：1/2 ※1人1コースの支給限度額は7~20万円

詳しくは、[ハローワーク、都道府県労働局](#)へ

## 教育訓練給付金

※平成26年10月1日から、「専門実践教育訓練」を創設

自ら費用を負担して自己啓発に取り組む従業員への支援策があります。自己啓発に取り組む従業員にご紹介ください。

対象	雇用保険被保険者又は被保険者であった者で一定の条件を満たす者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合
支給額	◆一般教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の20%に相当する額（上限10万円） ◆専門実践教育訓練 従業員が教育訓練施設に支払った経費の最大60%に相当する額（上限年間48万円）

詳しくは、[ハローワーク](#)へ